

モチベーションクラウド ロールディベロップメント規約 新旧対照表(変更部分のみ)

旧条文		新条文
2026年8月2日まで適用		2026年8月3日から適用
第1条第1号 (1)「モチベーションクラウド ロールディベロップメント」とは、利用者の従業員の成長を促進し、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。	文言追記	第1条第1号 (1)「モチベーションクラウド ロールディベロップメント」とは、 次号に定めるモチベーションクラウドのひとつであり、 利用者の従業員の成長を促進し、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。
	新設	第1条第2号 (2)「モチベーションクラウド」とは、組織や従業員個人の状態を可視化し、抽出された課題に基づき組織や従業員個人の改善を促すことで、持続的な組織成果の実現を支援する当社の一連のサービス群をいう。モチベーションクラウドには以下のサービスがある。 ①モチベーションクラウド エンゲージメント ②モチベーションクラウド ロールディベロップメント ③モチベーションクラウド シェアリング ④モチベーションクラウド マネジメント
第3条第4項 4. 利用者は、OpenAI 社の提供する「OpenAI API」（「OpenAI API」とのサービス名称が変更された場合にあっては、当該変更後のサービス）を用いた本サービス上の機能（以下「AI 機能」という）を利用するときは、AI 機能の利用行為及びこれに付随する行為（OpenAI 社に対して利用者の保有するデータを提供する行為を含む）並びに当該各行為に伴い生ずる結果について、自ら法令上の責任その他の一切の責任を負うものとする。OpenAI API のデータ利用規約については、以下のものが該当する。 ・OpenAI API のデータ利用規約： https://openai.com/policies/api-data-usage-policies	文言修正	第3条第4項 4. 利用者は、OpenAI 社の提供する「OpenAI API」（「OpenAI API」とのサービス名称が変更された場合にあっては、当該変更後のサービス）を用いた本サービス上の機能（以下「AI 機能」という）を利用するときは、AI 機能の利用行為及びこれに付随する行為（OpenAI 社に対して利用者の保有するデータを提供する行為を含む）並びに当該各行為に伴い生ずる結果について、自ら法令上の責任その他の一切の責任を負うものとする。OpenAI API のデータ利用規約については、以下のものが該当する。 ・OpenAI API のデータ利用規約： https://openai.com/policies/services-agreement
第13条第3項 3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、当社グループによるサービスの提供、改善、妥当性・信頼性及び傾向の分析、公表等を目的として、本サービスを通じて利用者及び利用者の従業員から取得した情報（申込書上の本規約への同意日以降に取得した情報すべてを含む）を利用することができる。	文言修正	第13条第3項 3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、モチベーションクラウドの提供、改善、妥当性・信頼性及び傾向の分析、公表等を目的として、本サービスを通じて利用者及び利用者の従業員から取得した情報（申込書上の本規約への同意日以降に取得した情報すべてを含む）を利用することができる。
	新設	第23条第1項 1. 利用者は、本サービスが、基本利用期間中または更新期間中の継続的な利用を前提として、システム、人員その他本サービスの提供に必要な体制を確保し、当該利用期間に応じて利用料金を設定しているものであることを了承し、基本利用期間または更新期間の満了まで、本契約を解約することはできないものとする。
第23条第1項 1. 利用者は、基本利用期間中、本契約を解約することはできない。ただし、基本利用期間中であっても、利用者は、利用終了を希望する月の前月末日までに、当社所定の解約届（以下「解約届」という）を提出し、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。	文言修正	第23条第2項 2. 前項にかかわらず、 利用者は、基本利用期間中であっても、利用終了を希望する月の前月末日までに、当社所定の解約届（以下「解約届」という）を提出し、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。
第23条第2項 2. 利用者は、更新期間中においても更新期間満了までは、本契約を解約することはできない。ただし、更新期間中であっても、利用者は、利用終了を希望する月の前月末日までに、当社に対して解約届を提出した上、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。	文言修正	第23条第3項 3. 第1項にかかわらず、 利用者は、更新期間中であっても、利用終了を希望する月の前月末日までに、当社に対して解約届を提出した上、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。
第25条第5項 5. 利用者が休会期間満了後本サービスを再開しない場合、利用者は、基本利用期間中である場合は、第23条第1項但書に基づき、更新期間中である場合は、第23条第2項但書に基づき、違約金を支払い、解約手続きを行わなければならない。	文言修正	第25条第5項 5. 利用者が休会期間満了後本サービスを再開しない場合、利用者は、基本利用期間中である場合は、第23条 第2項 に基づき、更新期間中である場合は、第23条 第3項 に基づき、違約金を支払い、解約手続きを行わなければならない。